

市報で認定申 請手続き案内

水俣病

潜在的な水俣病患者の問題が大きく、グロースアップされ、公害被害者の認定申請が急増しているが、水俣市は最新の市報「みなまた」(六月号)で認定申請の案内

を出した。

同市が広報で、認定申請の手続きを広報したのは、昨年四月の公害被害者救済法の制定当時と今度で二回目だが、前回は小さな扱いで、ほとんど目立たなかった。

今度の案内は「いつでも市保健衛生課で受け付けています」との見出しで、手続きを詳細に掲載している。市報は一万二千部で同市の全世帯に無料で配布されている。また同号には六月六日市公会堂で開かれた「一日市長室」で花田俊雄さん(新日窒労組員)が水俣病の一斉検診を要望したことも出ている。

なお、鹿児島・出水市では住民の水俣病に対する用心度は低いとみられているので、水俣病市民会議(日吉フミコ会長)は最近、出水市に対し、申請手続きなどの方法を市報にのせるよう要望した。